

随意契約理由書

件名	ポートターミナル ポーディングブリッジ付属品製作・据付業務	
契約の相手方	ベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>・当該業務は、ポートターミナルに設置が予定されているアデルテ社製ポーディングブリッジのヒドラコウベモデル用専用付属品の設計・製作・据付を行う業務である。</p> <p>その付属品の設計・製作については、ポーディングブリッジに取付き付属するもので、構造物の仕組み・動作を把握している必要があるため製造メーカーであるアデルテ社以外は不可能である。</p> <p>上記請負人は、そのアデルテ社の日本代理店であり、唯一本業務を行える業者である。</p> <p>よって、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務課	(電話番号:595-6320内線5622)